

同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、ご本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

対象者

【身体介護を伴わない場合】

1. 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上である方

※身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の認定を必要としません。

【身体介護を伴う場合】

下記のいずれにも該当する者。

1. 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上である方
2. 区分2以上に該当するもの。

3. 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。

（ア） 「歩行」 「全面的な支援が必要」

（イ） 「移乗」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（ウ） 「移動」 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（エ） 「排尿」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

（オ） 「排便」 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

サービスの内容

- 外出時における移動時や外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含みます。）
- 外出時における移動時や外出先において必要な移動の援護
- 外出時における排泄・食事等の介護のほか外出する際に必要となる援助